

高知県県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会設置要綱

(目的)

第1条 県、市町村及び高知県国民健康保険団体連合会が連携し、本県における国民健康保険制度の安定的かつ円滑な運営を図るため、高知県県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び意見交換（以下「協議等」という。）を行う。

- (1) 国民健康保険運営方針に関する事項
- (2) 国民健康保険事業費納付金及び国民健康保険保険給付費等交付金に関する事項
- (3) 財政安定化基金に関する事項
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織及び会議)

第3条 協議会は、別表に定める者をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、高知県健康政策部長をもって充て、副会長は高知県国民健康保険団体連合会常務理事をもって充てることとする。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、会議の招集、議事進行等を行う。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 協議会は、委員の過半数の出席により成立し、議決する必要がある場合は出席者の過半数の賛成によって成立する。可否同数の場合は、会長が可否を決定する。
- 6 委員は、会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 7 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させて説明又は意見を求めることができる。
- 8 協議会は公開とする。ただし、協議会において特に必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(幹事会)

第4条 第2条に定める事項について協議等を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に定める者が所属する組織の国民健康保険の主管課長（高知県国民健康保険団体連合会にあっては事務局長）の職にある者で構成し、高知県健康政策部国民健康保険課長（次項において「県国民健康保険課長」という。）がこれを主宰する。

- 3 幹事会構成員は、会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 県国民健康保険課長は、必要があるときは、関係者を幹事会に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(作業部会)

- 第5条 幹事会において協議等を行う事項について、あらかじめ具体的内容の協議等の作業を行うために、国民健康保険実務担当者による作業部会を置く。
- 2 作業部会に関することは別添要領に定める。

(庶務)

- 第6条 協議会の庶務は、高知県健康政策部国民健康保険課において行う。

(雑則)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。